

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

1 子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき策定するものです。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、市町村が事業主体として総合的かつ計画的に行うこととなっており、県は、市町村が行う事業が適切かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとなっております。

市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。

県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」を定めるとともに、市町村の取組を支援するための施策を位置づけます。

なお、子ども・子育て支援事業支援計画関連施策については、本章に示すこととし、その他の子育て支援と関連がある施策等については、第3章に記載するほか、第7章の個別施策集にて整理することとします。

2 教育・保育の県設定区域の設定

本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。

当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものであり、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。

表1 県区域設定

	認定区分		
	1号	2号	3号
設定区域	沖縄区域 （沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる市町村を除く離島所在町村） 宮古区域 （宮古島市及び多良間村）	市町村	

	八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町)	
主な利用施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園
認可等に当た る考え方	私立幼稚園における広域利用の実態、 施設の設置状況及び地理的条件等を鑑 み、区域ごとの需給状況を勘案	保育所の利用が概ね市町村 域内となっていることに鑑 み、市町村ごとの需給状況 を勘案

3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

「量の見込み」 保育の必要性の設定区分ごとに必要となる 利用定員総数	「確保方策」 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
1号認定 (満3歳以上の就学前こども) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第1号に該当	特定教育・保育施設 ^{*1} (認定こども園及び 幼稚園)の利用定員 + 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の 利用定員の総数
2号認定 (満3歳以上の就学前こどもで保育を必 要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第2号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保 育所)の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前 こどものうち保育を必要とするもの
3号認定 (満3歳未満で保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項 第3号に該当	特定教育・保育施設(認定こども園及び保 育所) 及び特定地域型保育事業 ^{*2} の利用定員の総 数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前 こどものうち保育を必要とするもの

¹…特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市町村が施設型給付の対象として適当であると確認した教育・保育施設
(認定こども園や保育所、私立幼稚園)

※私立幼稚園は、確認を受けることも可能とされている。

²…特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市町村が地域型保育給付の対象として適当であることを確認した小規模保育
事業等

(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

県では、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県区域ごとに集計したも
のを基本とし、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確

保方策」を設定しました。

確保方策や実施時期を定めるに当たっては、保護者の就労状況やこどもの教育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえたものとなるよう市町村の意向を確認し、設定しました。

表2 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保
方策（県計）

【1号認定】		(単位：人)				
項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	4,595	4,423	4,183	4,088	4,111
確保方策 (③+④+⑤)	②	9,654	9,407	9,110	8,886	8,907
認定こども園	③	4,340	4,625	4,624	4,792	4,814
公立		1,069	1,170	1,220	1,273	1,253
私立		3,271	3,455	3,404	3,519	3,561
新制度移行幼稚園	④	4,116	3,584	3,278	2,896	2,895
公立		3,716	3,184	2,885	2,503	2,502
私立		400	400	393	393	393
未移行幼稚園	⑤	1,198	1,198	1,198	1,198	1,198
確保一量 (②-①)	⑥	5,059	4,984	4,927	4,798	4,796
【2号認定】		(単位：人)				
項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み合計 (②+③)	①	37,479	36,159	34,123	33,424	33,494
教育ニーズ(幼児教育の利用希望が強い)	②	8,339	7,959	7,458	7,365	7,438
保育ニーズ(②以外)	③	29,140	28,200	26,665	26,062	26,056
確保方策合計 (⑤+⑬)	④	39,456	39,598	39,408	39,486	39,637
教育合計 (⑥~⑫)	⑤	19,172	19,923	20,067	19,981	20,115
認定こども園	⑥	15,853	16,843	17,092	17,445	17,635
公立		2,983	3,266	3,364	3,544	3,680
私立		12,870	13,577	13,728	13,901	13,955
新制度移行幼稚園(預かり保育)	⑦	2,734	2,570	2,465	2,026	1,970
公立		2,451	2,220	2,182	1,743	1,687
私立		283	283	283	283	283
新制度移行幼稚園→認定こども園	⑧	75	0	0	0	0
公立		75	0	0	0	0
私立		0	0	0	0	0
新制度移行幼稚園→認可外保育施設	⑨	15	15	15	15	15
公立		0	0	0	0	0
私立		15	15	15	15	15
未移行幼稚園(預かり保育)	⑩	495	495	495	495	495
未移行幼稚園→認定こども園	⑪	0	0	0	0	0
未移行幼稚園→認可外保育施設	⑫	0	0	0	0	0
保育合計 (⑭~⑱)	⑬	20,284	19,675	19,341	19,505	19,522
保育所	⑭	19,713	19,112	18,772	18,935	18,945
公立		1,699	1,470	1,469	1,435	1,358
私立		18,014	17,642	17,303	17,500	17,587
地域型保育事業	⑮	71	71	71	71	71
小規模保育事業所		20	20	20	20	20
事業所内保育事業所		51	51	51	51	51
認可外保育施設	⑯	143	143	143	143	143
企業主導型保育施設(地域枠)	⑰	288	288	288	288	288
へき地保育所	⑱	0	0	0	0	0
確保一量 (⑳+㉑)	⑲	1,977	4,078	5,262	6,035	6,116
教育 (⑤-②)	⑳	10,833	10,614	12,587	12,597	12,655
保育 (⑬-③)	㉑	-8,856	-8,531	-7,325	-6,562	-6,539

【3号認定(0歳)】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	6,051	6,013	5,951	5,902	5,858
確保方策合計 (③～⑧)	②	6,604	6,663	6,667	6,693	6,705
保育所	③	3,755	3,693	3,697	3,703	3,715
公立		171	155	154	151	142
私立		3,584	3,538	3,543	3,552	3,573
認定こども園	④	1,610	1,717	1,717	1,738	1,738
公立		128	143	140	149	149
私立		1,482	1,574	1,577	1,589	1,589
地域型保育事業	⑤	1,072	1,091	1,091	1,089	1,089
小規模保育事業所		887	903	903	903	903
家庭的保育事業所		10	10	10	8	8
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		175	178	178	178	178
認可外保育施設	⑥	9	3	3	3	3
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	155	156	156	156	156
へき地保育所	⑧	3	3	3	4	4
確保一量 (②－①)	⑨	553	650	716	791	847

【3号認定(1～2歳)】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	①	21,253	21,527	22,278	22,110	21,894
確保方策合計 (③～⑧)	②	22,861	22,910	23,013	23,086	23,105
保育所	③	13,424	13,071	13,132	13,133	13,131
公立		942	788	790	767	710
私立		12,482	12,283	12,342	12,366	12,421
認定こども園	④	5,887	6,281	6,321	6,394	6,413
公立		589	663	663	688	694
私立		5,298	5,618	5,658	5,706	5,719
地域型保育事業	⑤	2,886	2,933	2,934	2,931	2,931
小規模保育事業所		2,363	2,404	2,405	2,405	2,405
家庭的保育事業所		33	33	33	30	30
居宅訪問型保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		490	496	496	496	496
認可外保育施設	⑥	86	73	73	73	73
企業主導型保育施設(地域枠)	⑦	442	441	441	441	441
へき地保育所	⑧	136	111	112	114	116
確保一量 (②－①)	⑨	1,608	1,383	735	976	1,211

【総合計：認定区分別】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み総合計 (②+③+④)	①	69,378	68,122	66,535	65,524	65,357
1号認定	②	4,595	4,423	4,183	4,088	4,111
2号認定	③	37,479	36,159	34,123	33,424	33,494
3号認定	④	27,304	27,540	28,229	28,012	27,752
確保方策総合計 (⑥+⑦+⑧)	⑤	78,575	78,578	78,198	78,151	78,354
1号認定	⑥	9,654	9,407	9,110	8,886	8,907
2号認定	⑦	39,456	39,598	39,408	39,486	39,637
3号認定	⑧	29,465	29,573	29,680	29,779	29,810
確保一量 (⑩+⑪+⑫)	⑨	9,197	10,456	11,663	12,627	12,997
1号認定 (⑥-②)	⑩	5,059	4,984	4,927	4,798	4,796
2号認定 (⑦-③)	⑪	1,977	3,439	5,285	6,062	6,143
3号認定 (⑧-④)	⑫	2,161	2,033	1,451	1,767	2,058

【総合計：教育・保育区分別】

(単位：人)

項 目		R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み合計 (②+③)	①	69,378	68,122	66,535	65,527	65,357
教育	②	12,934	12,382	11,641	11,453	11,549
保育	③	56,444	55,740	54,894	54,074	53,808
確保方策合計 (⑤+⑨)	④	78,506	78,450	78,121	78,083	78,279
教育合計 (⑥~⑧)	⑤	28,826	29,263	29,167	28,867	29,022
認定こども園	⑥	20,193	21,468	21,716	22,237	22,449
公立		4,052	4,436	4,584	4,817	4,933
私立		16,141	17,032	17,132	17,420	17,516
新制度移行幼稚園	⑦	6,940	6,102	5,758	4,937	4,880
公立		6,242	5,404	5,067	4,246	4,189
私立		698	698	691	691	691
未移行幼稚園	⑧	1,693	1,693	1,693	1,693	1,693
保育合計 (⑩~⑮)	⑨	49,680	49,187	48,954	49,216	49,257
保育所	⑩	36,892	35,876	35,601	35,771	35,791
公立		2,812	2,413	2,413	2,353	2,210
私立		34,080	33,463	33,188	33,418	33,581
認定こども園	⑪	7,497	7,998	8,038	8,132	8,151
公立		717	806	803	837	843
私立		6,780	7,192	7,235	7,295	7,308
地域型保育事業	⑫	4,029	4,095	4,096	4,091	4,091
小規模保育事業所		3,270	3,327	3,328	3,328	3,328
家庭的保育事業所		43	43	43	38	38
居宅訪問保育事業所		0	0	0	0	0
事業所内保育事業所		716	725	725	725	725
認可外保育施設	⑬	238	219	219	219	219
企業主導型保育施設(地域枠)	⑭	885	885	885	885	885
へき地保育所	⑮	139	114	115	118	120
確保一量 (⑰+⑱)	⑯	9,128	10,328	11,586	12,556	12,922
教育 (⑤-②)	⑰	15,892	16,881	17,526	17,414	17,473
保育 (⑨-③)	⑱	-6,764	-6,553	-5,940	-4,858	-4,551

※表 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保方策
(詳細)は、P137 以降に掲載

4 県の認可・認定に係る需給調整

(1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可等申請があった場合、当該施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことになります。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができるものとします。これを「需給調整」といい、需給調整については慎重に取り扱うものとします。

適格性・認可基準を満たす場合の認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可

量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる*

*需給調整

(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

本計画に基づき、教育・保育施設や地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該施設等の認可・認定が行われる前に、事業計画に定められていない事業者から認定こども園等の認可・認定申請があった場合は、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設を「確保方策」に含めて需給調整を行うことができるものとし、県設定区域において「確保方策」が「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

本計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

量の見込み < 確保方策* ⇒ 認可・認定を行わないことができる

*申請があった時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後整備する予定の施設の利用定員の総数の合計

(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整

認定こども園は、保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

特例では、認定こども園への意向を希望する保育所・幼稚園があれば、基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認可・認定を行う『数』を県計画に定めることとされています。

県計画で定める『数』は、既存施設の認定こども園への移行に関する意向等に基づき設定する必要があることから、本計画においては、市町村等の意向を踏まえ設定しました。

表3 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数

No.	市町村名	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園	
1	那覇市	652	330	832	141	786	0	0	894	0	871	64				
2	宮野湾市	174	23	174	23	174	23	23	174	23	174	23				
3	浦添市	0	0	0	6	0	32	0	0	43	0	49				
4	名護市	51	74	51	65	51	22	22	51	29	51	31				
5	糸満市	62	111	55	149	48	61	61	70	25	59	41				
6	沖縄市	92	24	92	37	92	0	0	92	53	92	83				
7	豊見城市	31	76	31	54	31	15	15	31	24	31	31				
8	うるま市	75	312	75	275	75	185	185	75	189	75	194				
9	南城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
10	国頭村	0	17	0	17	0	16	16	0	14	0	14				
11	大宜味村	0	13	0	11	0	9	9	0	9	0	11				
12	真村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
13	今帰仁村	0	7	0	4	0	4	4	0	1	0	1				
14	本部町	60	66	67	65	72	54	54	75	54	73	56				
15	恩納村	46	34	0	41	0	35	35	0	32	0	30				
16	宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
17	金武町	0	4	0	16	0	22	22	0	22	0	22				
18	伊江村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
19	読谷村	166	0	166	0	166	0	0	166	0	166	0				
20	喜手納町	0	28	0	34	0	31	31	0	33	0	36				
21	北谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
22	北中城村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
23	中城村	0	52	0	42	0	36	36	0	43	0	43				
24	西原町	0	29	0	36	0	26	26	7	33	15	39				
25	与那原町	152	27	194	5	214	17	17	239	28	232	30				
26	南風原町	0	0	0	0	39	0	0	51	0	43	0				
27	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
28	座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
29	粟国村	0	10	0	11	0	11	11	0	11	0	12				
30	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
31	南大東村	0	9	0	9	0	9	9	0	9	0	9				
32	北大東村	0	7	0	8	0	8	8	0	8	0	8				
33	伊平屋村	22	0	20	0	17	0	0	16	0	16	0				
34	伊是名村	2	16	3	16	4	11	11	8	13	9	13				
35	久米島町	0	0	0	2	0	8	8	0	12	0	11				
36	八重瀬町	0	63	0	103	0	75	75	0	82	0	89				
区域小計①		15,256	1,332	1,760	1,170	1,769	710	710	16,954	790	16,989	942				
37	宮古島市	893	235	49	232	945	170	170	721	161	742	149				
38	多良間村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
区域小計②		893	236	50	233	945	171	171	721	162	742	150				
39	石垣市	56	224	56	231	56	206	206	56	214	70	218				
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	605	0	613	0				
41	与那国町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0				
区域小計③		608	224	56	231	585	206	206	605	214	613	218				
区域合計		16,757	1,792	1,866	1,634	1,876	1,087	1,087	18,280	2,055	18,344	2,027				
(上乗せ①)		(15,892)	(671)	(846)	(1,611)	(856)	(1,064)	(1,064)	(17,414)	(1,035)	(17,473)	(1,007)				
(上乗せ②)		(865)	(1,020)	(1,020)	(23)	(871)	(23)	(23)	(866)	(1,020)	(871)	(1,020)				

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

(1)にかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で需給調整を行うものとし、「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域のニーズや既存の幼稚園や保育所のこども園への移行希望なども踏まえながら、施設の認可・認定を行います。

新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行に当たっては、教育・保育機能を付加するための施設整備に係る国庫補助制度等の情報提供と利用促進に努めます。

(2) 保幼小連携の推進

幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらすことから、幼稚園教育要領等においては、保育所と幼稚園、認定こども園、小学校の円滑な接続を図ることが示されています。

このため、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、教育委員会・こども所管部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び認定こども園を小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点とした保幼小連携体制の構築を推進します。

具体的には、市町村へ各小学校区での保幼小連絡協議会等の設置や幼児教育アドバイザー等の配置を促し、幼児同士、幼児・児童の交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、連携体制の構築を支援します。

また、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、原則として受入対象が3歳未満児となっており、卒園後の受け皿として保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかとの連携が不可欠となることから、こどもの発達の連続性が保障できるよう市町村における保育・教育施設と地域型保育事業者との連携推進に係る取組を促進します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労の有無や家庭の状況にかかわらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求められています。

このため、市町村においては、こども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など16の「地域子ども・子育て支援事業」に取り組んできました。

令和7年度（2025年度）以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに「こども誰でも通園制度」等が追加され、以下の18事業が用意されており、市町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。

県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、事業実施に当たっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。

表4 地域子ども・子育て支援事業18事業

(1) 利用者支援事業 妊婦等に対する情報提供や面談等を行う事業や、こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等と連絡調整等を実施する事業
(2) 延長保育事業 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 保育所・幼稚園・認定こども園等において、市町村が定める利用者負担額（保育料）とは別に、各施設が実費徴収を行う費用（①食事の提供に要する費用や②日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）の一部を保護者の世帯所得の状況を勘案し助成する事業
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
(6) 子育て短期支援事業 保護者の疾病その他の理由で、こどもを養育することが一時的に困難となっ

た場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
(8) 養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭等に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
(10) 地域子育て支援拠点事業 保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業
(11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業
(12) 病児保育事業 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊産婦等を対象に、居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業
(15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業
(16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊産婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的としてこどもの状況等に応じた支援を行う事業
(17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業

(18) こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

表5 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

No.	事業名		単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10年度	R 11年度
1	利用者支援事業		市町村数	36	36	36	36	36
2	延長保育事業		市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	715	719	723	725	726
3	実費徴収に伴う補足給付を行う事業		市町村数	21	22	22	22	22
4	多様な主体の参入促進・能力活用事業		市町村数	10	10	10	10	10
5	放課後児童健全育成事業		市町村数	31	31	31	31	31
			クラブ数	644	661	674	682	691
			支援単位数	745	765	779	787	797
			登録児童数	27,944	28,736	29,267	29,610	29,988
6	子育て短期支援事業	①ショートステイ	市町村数	17	21	21	21	21
			箇所数	39	43	43	43	43
		②トワイライトステイ	市町村数	0	1	1	1	1
			箇所数	0	1	1	1	1
7	乳児全戸訪問事業		市町村数	37	37	37	37	37
8	養育支援訪問事業		市町村数	25	26	26	26	26
9	子どもを守るため地域ネットワーク機能強化事業		市町村数	20	21	21	21	21
10	子育て世帯訪問支援事業		市町村数	24	25	25	25	25
11	児童育成拠点支援事業		市町村数	3	4	4	5	7
12	親子関係形成支援事業		市町村数	6	9	10	10	10
13	地域子育て支援拠点事業		市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	108	111	114	116	118
14	一時預かり事業	①一般型等	市町村数	29	29	29	29	29
			箇所数	108	110	111	114	116
		②幼稚園型	市町村数	32	32	32	32	32
			箇所数	265	266	267	264	264
15	病児保育事業		市町村数	23	25	26	26	26
			箇所数	57	60	62	62	63
16	ファミリー・サポート・センター事業	①基本事業	市町村数	33	33	33	33	33
			箇所数	21	21	21	21	21
		②病児・緊急対応事業	市町村数	19	19	19	19	19
			箇所数	9	9	9	9	9
17	産後ケア事業		市町村数	36	36	36	36	36
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		市町村数	12	33	33	33	33
			箇所数	44	123	130	136	137
	妊婦健康診査		市町村数	41	41	41	41	41

6 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に当たって、基本となるのは人材であり、県は、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭	4,149	4,311	4,324	4,328	4,617
保育士	8,424	8,360	8,396	8,430	8,140
幼稚園教諭	424	405	405	398	401
その他保育従事者 (子育て支援員等)	98	98	98	98	98

(2) 教育・保育等従事者の確保

本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。

また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

保育士等を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士等の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士等に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士等として就労することを希望する方々に対する情報発信に取り組みます。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこど

も部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、こども一人ひとりの健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係るICTの活用等、保育所等のICT化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組みます。